

大阪市立東高等学校 研究授業レポート

3時間目 2021年1月13日（水）10:45～11:35

1、2年生の家庭基礎で、家庭経済と社会との関わりを知るとともに、家計管理について理解することを通して、将来のライフイベントやリスクに備え、安定した家庭経済を運営し持続可能な消費生活を目指すこと、契約で成り立つ消費生活のなかで暮らしていることを認識し、2022年度からの成年年齢引下げに備えることを目的に、授業が実施されました。

本時は、税金や社会保険の種類とその働きや給与明細の読み取りから、社会や生活を支えるお金について理解する授業が実施されました。

はじめに、社会保障制度とは何か確認していきました。

社会保障制度とは、国民の生活を守るセーフティネットの機能を持つもので、社会保険、社会福祉、公的扶助、公衆衛生から成り立っており、社会保障制度の根幹は憲法第25条に示された生存権の保障であることを確認しました。

社会保障負担を賄う手段には税と社会保険があります。

税は「どこに納めるかによる分類」として「国税」と「地方税」があります。

■国税：所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税、たばこ税など

■地方税：住民税、事業税、自動車税、ゴルフ場利用税、入湯税など

社会保険は5つの保険があります。

■医療保険：病気やケガの治療や薬代を一定の自己負担で受けられるための制度に支払うお金

■年金保険：老齢・障害・死亡に対して生活を保障される制度に支払うお金

■介護保険：所定の介護サービスを受けられる制度に、40歳以上の人人が支払うお金

■雇用保険：労働者が失業した際の失業手当や、就職活動を支援してくれる制度に支払うお金

■労災保険：労働者が仕事・通勤中の事故などによりケガや病気、障害を負ったり死亡した場合に、
本人や家族の生活を守るための手当が行われる制度に支払うお金

年金保険制度は働き方によって変わります。自営業・フリーランス（第1号被保険者）と専業主婦（主夫）（第3号被保険者）は国民年金のみ、会社員・公務員（第2号被保険者）は、国民年金と厚生年金の2階建てになっています。国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、厚生年金は、会社などに勤務している人が加入します。

現在は、個人で年金を準備できるiDeCo（個人型確定拠出年金）という仕組みもあります。自分で申し込み、運用方法を選択して掛け金を運用し、掛け金と運用益との合計を給付として受け取ることができます。税制上の優遇措置が講じられている反面、60歳になるまでは原則資産を引き出すことができません。金融商品の特徴（安全性・収益性・流動性）を理解して、それぞれに合った方法で老後資金を準備していく必要性が伝えられました。

続いて、自分の生活を支えるお金について給与明細から確認していきました。

総支給額とは基本給と各種手当の合計で、各種手当については法律で定められているものと企業独自

に決めているものがあることから、人それぞれ違うことが伝えられました。控除額とは社会保険料と税金の合計で、授業の前半に確認した4つの保険料（医療（健康）保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険）と税金（所得税、住民税）であることを確認しました。

差引支給額は、総支給額から控除額を引いたもので手取り収入（可処分所得）と言い、このお金で生活していくことになります。可処分所得から消費支出を引いた残りを余剰金と言い、貯蓄や資産運用のお金になります。また先取貯蓄は確実にお金を貯めることができる方法であり、貯蓄や資産運用など将来に向けたお金を準備することの必要性が改めて先生から伝えられました。

次時は、家計における収入と支出のバランスやフローとストックについて学ぶことが伝えられ授業は終了しました。



4時間目 2021年1月13日（水）11:45～12:35

本時は、収入と支出のバランス、収支表の作成を通して家計管理の必要性について理解を深める授業が実施されました。

はじめに、家計におけるフローとストックをお風呂の例えで確認していきました。

お風呂にお湯をためるために、蛇口から出ているお湯と排水されるお湯が「フロー」、お湯がたまつたお風呂が「ストック」となります。フローを流し続け循環させながらストックをためていく状態が理解できました。

続いて、収支表の作成を通して家計における収入と支出の種類、収支のバランス、フローとストックについて確認していきました。

【収入と支出の種類】

■収入

1. 実収入：一般に言われる税込み収入のこと、世帯員全員の現金収入を合計したもの
2. 経常収入：勤務先からの収入、預金利息など定期性のある収入
3. 特別収入：定期性のない収入で、謝礼金や見舞金、せん別など
4. 実収入以外の受取：「見せかけの収入」で、預貯金引出や財産売却など現金が手元に入るが、一方で資産の減少や負債の増加を伴うもの

■支出

5. 実支出：「消費支出」と「非消費支出」を合計した支出
6. 消費支出：いわゆる生活費、必要な商品やサービスを購入して実際に支払った現金支出、カード、商品券などを用いた支出
7. 税金や社会保険料など原則として世帯の自由にならない支出
8. 実支出以外の支払：「見せかけの支出」で、預貯金の預け入れ、投資や資産購入など手元から現金やカード、商品券などを用いて支出されるが、一方で資産の増加や負債の減少を伴うもの

次に個人ワークとして、収入と支出の選択肢から適語を選び収支表を完成させていきました。

数人の生徒に結果を発表してもらい、収支表に入る収支の種類を確認しました。

活動時に時間を要していた「実収入以外の収入」と「実支出以外の支払」について、改めて先生から説明があり、授業は終了しました。



5時間目 2021年2月1日（月）13:20～14:10

本時は、「生活設計・マネープランゲーム」を活用し、お金の視点から将来をシミュレーションし、家計管理や生活設計の重要性を理解していく授業が実施されました。

このゲームは、人生には様々な選択があることに気付くとともに、計画性を持って生活していく必要があることを体験するアクティブラーニング型の教材です。今回は個人ワークで、カードは偶然性ではなく選択性とし、大学卒業の22歳から40歳までの人生を疑似体験していきました。

はじめに先生から活動の流れについて説明がありました。

第一段階（22歳～30歳）：大学を卒業し就職・独立。独身で住居は賃貸

第二段階（31歳～40歳）：様々なライフイベントを経験

第三段階：住居の購入について検討

大学を卒業して自立した生活を始める20歳代の体験では、収入カードを選択した後、税金や社会保険料などの非消費支出と合わせてシートに記入していきます。収入カードには仕事の特徴と年収が記載されており、就職する際の難易度や特別な技術の有無、自由になる時間、思い出ポイントを確認しながら、それが収入カードを選択していきました。収入に応じて差し引かれる税金と社会保険料について実感を持って理解することができたようです。

次に、どのような生活をしていくかを決める基本生活支出カードを選択し、収支を計算しました。基本生活支出カードには、生活の特徴と年間支出（消費支出）、住居費（借りて住む）が記載されており、消費行動と消費支出を確認しながら、それが基本生活支出カードを選択していきました。

その後、自動車購入と保険の加入（加入の場合は100万円）を検討し、30歳時点の貯蓄額を計算しました。計算を進めながら、30歳までの結果を踏まえてこれからの生活についてどうしていくべきか考え始める様子が見られました。

続いて30歳代の体験では、結婚と子育てを経験しながら、それらに必要なお金について学んでいきます。人生の三大資金については単元前半のライフステージとそれらに必要な費用で学習しています。

結婚は、①結婚しない、②結婚する場合は共働きで子どもはない（DINKS）、③共働きで子どもあり（DEWKS）、④片働きで子どもはない、⑤片働きで子どもありに分けられます。結婚と子育てについて選択した後、収入の見直しを行いました。非消費支出は、収入だけでなく家族構成によっても変わるため、間違えないよう先生から指示がありました。

自動車購入と保険の加入（加入の場合は200万円）についても検討し、貯蓄額を計算しました。

次に、ここまで貯蓄額を踏まえ住居の購入について考えていきました。①購入か賃貸か、②購入の場合はマンションか一戸建てか、③支払い方法は一括払いかローン払いかも考えていきました。住居費にかかる支出額が確定したところで、22歳から40歳までの貯蓄額を計算しました。

40歳時点での貯蓄額を確認してみたところ、800万円以上からマイナス2,000万円以上と大きく差が出たことが分かりました。

【40歳時の貯蓄額】

貯蓄額	300万円台	400万円台	500万円台	600万円台	700万円台	800万円以上	-100万円台	-1,000万円未満	-2,000万円未満	-2,000万円以上
人数	1	2	1	2	1	7	2	5	13	5

全体の結果を確認した後、この貯蓄で様々なイベントやアクシデントに対応できるかどうかを考えていきました。

人生には冠婚葬祭や病気・ケガ、盗難被害や株の急騰・暴落など不測の事態（リスク）が起こる可能性があること、これらが発生した場合には資産が減少してしまうことが分かりました。

ゲーム内での保険加入体験も踏まえ、リスクへの経済的な備えの必要性が改めて確認できました。

最後に、今回の体験を通して気づいたこと、どのように生活設計を立てていけばよいかをまとめ、授業は終了しました。



本時は、消費者を守る制度と法律について理解し、消費者教育を自分ごととして考えることができるようになるための授業が実施されました。

はじめに、日常の中にある販売方法について確認しました。

スーパー やコンビニエンスストアなどの店舗販売、パソコンやスマートフォン経由のネット販売、事業者が消費者宅を訪問し、商品やサービスの販売を行う訪問販売などいくつか種類があることが分かりました。

次に、どの時点で契約が成立するのかを考えていきました。宅配ピザの注文を例に、①電話でピザを注文した時、②家にピザが届きお金支払った時、③ピザを食べ終わった時の三択問題です。拳手で確認していくと②が一番多かったですが、正解は①です。電話でピザを注文するのは「買います」という意思表示、それに対して店員が「〇時に配達します」と言ったのは「売ります」という意思表示になり、両者の意思が合意し契約が成立したことになります。

契約には権利と義務が発生すること、身近な契約には売買契約をはじめ旅客運送契約、賃貸契約、雇用契約、請負契約があることを確認しました。

併せて、物やサービス購入の意思決定のプロセスにおいて、機会費用を考える重要性について先生から伝えられました。機会費用とは、何かを選択することで得ることができなくなる費用のことです。選んだことと選ばなかったことを比較し、合理的な意思決定ができるようになります。また、生活する上で必要なもの「needs（ニーズ）」か、欲しいもの「wants（ウォンツ）」か考え、購入にかかる費用や購入後の効果を把握するためにも日々情報を収集し、精査していく必要性についても確認しました。

続いて、消費者の権利を守る法律と制度について確認しました。

■消費者庁：2009年9月、消費者の視点から消費者行政全般を担う組織として新たに発足した行政機関。食品などの製品の「安全」、金融商品などの「取引」、「表示」といった消費者に身近な問題を取り扱う法律が消費者庁の所管となった。

■消費者基本法：消費者の権利が明記されるとともに、消費者は必要な知識や情報を得るように努めること、また環境の保全や知的財産の保障に努めることなどの努力事項を記載している。（2004年改正）

■特定商取引法：消費者トラブルが生じやすい訪問販売・通信販売（インターネット販売含む）、電話勧誘販売など、特定の商取引を対象に、事業者による不公正な勧誘行為の取り締まり、クーリング・オフ制度によるトラブル防止のルールを定めている。（1976年成立）

■製造物責任法（PL法）：製造業者などが製造・加工・輸入または一定の表示をして引き渡した製造物の欠陥により、他人の生命・身体または財産を侵害した時は、過失の有無に関わらず生じた損害を賠償する責任があることを定めている。（1994年成立）

■消費者契約法：消費者と事業者の間の情報量・交渉力の格差を前提に、対等な契約を行うためのルールを定めている。消費者と事業者の間のすべての契約に適用される。

【消費者契約法により契約を取り消すことができる6つの場合】

不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の故意の不告知、不退去、退去妨害、過量契約

先生からは、消費者は守られるだけの存在ではなく、権利を実現し責務を果たさなければいけないと、そのことが消費者市民社会の形成につながることが伝えられ、授業は終了しました。

